

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年4月6日（平成28年（行情）諮問第294号）

答申日：平成29年9月13日（平成29年度（行情）答申第227号）

事件名：行政文書ファイル「曲線ATS関係（通達含む）」等に収められた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別表に掲げる文書1-1ないし文書6-2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った、平成26年2月3日付け近運総広第146号、同第147号、同第149号、同第152号、同第150号及び同第151号による一部開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分6」という。）並びに同第151-2号による不開示決定（以下「処分7」といい、処分1ないし処分6と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 処分1ないし処分4（文書1-1ないし文書4-4）の不開示部分について

##### （ア）印影について

情報公開・個人情報保護審査会は、平成25年12月24日に答申した「平成25年度（行情）答申第325号及び同第326号」において、印影を開示すべきと答申している。

処分庁（近畿運輸局）が不開示とした印影についても、最新の判断事例と思われる当該答申に照らして「開示すべき」と判断されるものであるなら、その印影は開示されるべきである。

(イ) A T S 等に係る保安上重要な情報について

① 他局が開示している情報について

「平成26年(行情)諮問第15号」に係る開示決定「平成23年9月14日付関総総第178号」において、関東運輸局は行政文書ファイル「A T S 調査報告」を開示している。

当該決定においては、『曲線の速度照査に係る、線名、区間、制限箇所の始端の位置、線区最高速度、曲線手前の運転速度、運転本数、曲線に係る諸元(曲線半径およびカント量)、危険率、速度超過防止設備の種類(A T S の形式や速度照査の方式等)、整備完了予定年月(整備完了年月)、工事費等の情報』、及び「車両側の速度照査設備に係る、整備計画車両数、整備実績車両数、絶対停止や速度制限などの速度照査機能、予定工事費等の情報」(以下、第2において「他局開示情報」と記す。)』が開示されており、これらは不開示情報には当たらない。

よって、処分1ないし処分4で不開示となった情報のうち、他局開示情報と同様の情報は開示されるべきである。

② A T S に係る周波数や設置位置等の情報について

特定法人Aは、特定図書を発行している(以下、第2において当該図書を「特定法人A図書」という。)

特定法人A図書には会員価格と一般価格(定価)が設定されており、特定法人Aの会員以外の者も購入することが可能である。特定法人A図書には、主に旧国鉄等のA T S やA T C について、信号や速度照査等に使用されている有線ないし無線の周波数や、A T S 地上子の設置方法、A T S - P 形の電文構成および電文コード(車上子と地上子の双方向で行われる通信について、電文の全体の構成、および各構成部分における2進方のコードとそのコードが意味する信号現示や制限速度等の情報)などが詳細に記されている。

また、国土交通省鉄道局監修による図書等を発行している特定法人Bは、特定法人C特集図書に、特定法人Cの信号や速度照査等に使用されている有線ないし無線の周波数や、A T S 地上子の設置方法などを掲載している。

特定法人C等に限らず、他の鉄道事業者に係る同様の情報も広く公表されているところであり、特定法人A図書や特定法人C特集図書に掲載されているものと同様の情報は、不開示情報には当たらないものであるから、開示されるべきである。

③ A T S - S 形に係る情報について

平成17年4月25日に特定路線Xで列車脱線事故が発生した当時、特定法人Dは、「旧国鉄時代に整備された旧式のA T S であり、

曲線での速度照査機能を事実上有しないATS-S形」について、既に使用されていないとしていた。

しかし下記 i と ii のとおり、特定法人Eと特定法人Dの特定路線Yでは、特定路線X事故の後もATS-S形が使用されていた。また、下記 iii のとおり、特定路線X事故の事故列車にはATS-S形に対応した機器が搭載されており、当該事実は、「特定路線X事故で脱線した特定電車e系電車の運用範囲である大阪周辺の都市圏」において、「特定路線X事故の当時にATS-S形を使用した路線が残存していた可能性」を示している。

処分1ないし処分4で不開示とされた部分に、「特定路線X事故の当時に、特定法人Dが速度照査機能を事実上有しないATS-S形を使用していたことを示す情報」が記載されているなら、当該情報は「鉄道の安全に係る情報」であり、また「国民の関心が高い鉄道事故に係る情報」であるから、開示されるべきである。

- i 特定法人Dの特定路線Y（特定法人Dが第一種鉄道事業者）では、特定路線X事故の後も、特定駅甲と特定駅乙との間で、「ATS-S形車上装置しか搭載していない、特定法人Eの特定気動車f形」が運行していた。
- ii 特定法人Eの特定路線Y（特定法人Dが第三種鉄道事業者）では、特定路線X事故の後も、特定駅乙と特定駅丙との間の全線で、特定気動車f形が運行していた。
- iii 特定路線X事故の事故列車の7両目の運転室には、「ATS-S形」と記されたプレートが掲示されていた。審査請求人が特定法人Dに問い合わせしたところ、当該プレートは「ATS-S形に対応している機器を搭載していることを示すプレートである。」との回答があった。また、「ATS-S形に対応しているとは、ATS-SW形機器がATS-S形とATS-SW形の双方に対応しているということか。それとも、ATS-SW形機器とは別にATS-S形機器を搭載しているのか。」と質問したところ、「ATS-S形とATS-SW形の双方に対応しているATS-SW形機器を搭載している。」との回答があった。

④ 鉄道の安全に係る重要な情報について

上記のほか、鉄道の安全に係る重要な情報であって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、開示されるべきである。

(ウ) 工事費について

工事費のうち、次の情報は開示されるべきである。

- ① 他局開示情報と同様の情報。

② 公金に係る工事費であり、秘匿されている情報ではないと考えられる次のもの。

i 公営の事業者（特定公営交通など）の工事費。

ii 第三セクター事業者の工事費。

iii 国や地方公共団体からの助成を受けている工事費。

③ 百万円の単位で記入されているなど精度が粗い情報で、公開されても法人間の競争等への影響が少ないと考えられる情報。

イ 処分5（文書5-1ないし文書5-7）の不開示部分について

上記アに記したものと同様の情報（印影，ATS等に係る保安上重要な情報，工事費）については，上記アと同様の理由により，開示されるべきである。また，「速度計や速度照査の精度等に係る情報」について，鉄道の安全に係る重要な情報である一方で，開示してもテロ行為等に利用される恐れのある情報とは考え難く，不開示情報とすべき情報であるとは認められないことから，開示されるべきである。

ウ 処分6及び処分7（文書6-1及び文書6-2）の不開示部分について

（ア）印影について

処分1ないし処分4と同様に，当該情報は開示されるべきである。

（イ）前回の監査実施日について

処分庁は処分6にて，「ファイルの年度である平成22年度に実施された監査の実施日」を開示しており，監査の実施日は不開示情報ではない。にも拘らず，処分庁は前回の監査実施日について不開示としているが，当該不開示には合理的理由があるとは考えられないことから，開示することを求める。

（ウ）前回の安全マネジメント実施日について

処分庁は処分6にて，前回の安全マネジメント実施日について不開示としている。しかし，国土交通省はウェブサイトのウェブページ「運輸安全：運輸安全マネジメント評価の実施状況（<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/joukyou.html>）」にて，安全マネジメントを実施した事業者の名称と実施時期，及び実施を計画している事業者の名称と実施予定時期を公表しており，「前回の安全マネジメント実施日」が不開示情報であるとは到底認められない。よって，開示することを求める。

（エ）部門区分け表の年号について

部門区分け表の年号について，当該年号が「開示請求日において過去に実施された監査，安全マネジメント，立入検査等」に係るものであるなら，不開示情報に該当しない情報であるから，開示するこ

とを求める。

(オ) 計画監査の計画表について

- ① 選定理由欄について、次の情報を開示することを求める。
  - i 監査を受ける事業者に対し、「監査を実施する理由」を口頭ないし文書で通知したものについては、「監査を計画する段階では秘匿すべき情報であって、その後に秘匿する理由が失われた情報」であるから、開示されるべきである。
  - ii 監査の実施日は不開示情報では無く、「監査の周期」は過去の監査の実施日から容易に推察し得るため不開示情報に該当しないと考えられることから、選定理由が「前回の監査から何年が経過しているため」等となっているものは、開示することを求める。
  - iii 十年以上も監査を実施していないなど、「監査業務の怠慢」が明らかとなる情報が記されている部分は、開示されるべきである。
- ② 4月16日開催分の「平成22年度監査計画表（鉄・軌道及び鋼索）」について、安全マネジメントの「事業者名、監査線区等、実施予定月日」などが黒塗り不開示となっているが、不開示理由が示されていないため、開示することを求める。

(カ) 配線図について

配線図は、保安監査の実施や準備のために処分庁が取得した情報と考えられ、また、下記の理由により、「保安上の理由等により秘匿されている」等の不開示情報には当たらないと考えられることから、開示されるべきである。

① 図書の情報について

特定法人C特集図書は、特定法人Cについて、巻末に全線の本線と側線の配線図、及びこれとは別に車両基地（検車区）と車両工場の配線図を掲載している。また、他の鉄道事業者に係る同様の情報も、多数の図書により広く公表されている。

② 地図情報や上空からの画像情報について

一般的に刊行されている地図には、鉄道施設の配線が記されているものがある。また、インターネットでは「Googleマップ」などのウェブサービスにより、地図情報、および人工衛星や航空機等による上空からの画像情報が公表されており、当該情報には鉄道施設の配線を確認できるものも含まれている。これらは一般国民が、ごく手軽に入手することが可能な情報である。

(キ) 社内管内略図について

社内管内略図は、保安監査の実施や準備のために処分庁が取得した情報と考えられ、下記の部分について、開示されるべきである。

① 株主に開示されている情報。

- ② 広報誌やウェブサイトなどで公にされている情報。
- ③ 「保安上の理由等により秘匿されている」等の不開示情報に該当しない情報。

エ 処分1ないし処分7の不開示部分について

処分1ないし処分7にて不開示とされた部分について、上記アないしウに示した「開示すべき理由」に該当する情報のほか、下記に該当する情報は開示されるべきである。

- ① 鉄道の安全に係る情報であって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」。
- ② ある時期は不開示とすべきであるとしても、時間の経過とともに不開示とすべきほどの理由が失われた情報。
- ③ 公にされ、又は公にすることが予定されている情報。
- ④ 不開示とすべき最小限の部分を取り除いた残りの情報。
- ⑤ その他、開示すべき情報。

オ 処分6及び処分7にて開示されるべきファイルについて

『鉄道安全監査官の「保安監査会議」のうち、最も古い年度のファイル。』の開示を求めた請求に対し、処分庁は平成22年度のファイルを開示した。しかし、下記に示す理由により、更に古いファイルを処分庁が保有している可能性があるため、これを開示することを求める。

① 古い年度の保有文書を開示しなかった事例について

平成22年10月12日、審査請求人は処分庁に対し、鉄道部安全指導課の復命書の開示請求をした。開示請求後の「文書の絞り込みに係る連絡」において、処分庁は審査請求人に対し、保有する復命書は平成19年度以降のものであると教示したため、審査請求人は平成19年度の復命書他の開示を求めた。処分庁は平成22年11月10日付の近運総広第98号にて、これを開示した。

しかし、平成18年度以前の復命書を保有している可能性について、平成23年7月20日付の電子メールで審査請求人が指摘したところ、処分庁は平成23年7月27日付の電子メールにて、「平成17年度の復命書を約470枚、平成18年度の復命書を約380枚保有している」と回答した。当該事例は、「処分庁が古い年度の文書を保有しながら、その存在を隠し開示しなかった事例」であり、本件においても同様に、「処分庁が古い年度の文書を保有しながら、その存在を隠している可能性」が否定し得ない。

② 特定路線X事故に係るファイルについて

平成17年4月25日に特定路線Xで発生した列車脱線事故に係り、処分庁は保安監査を実施しており、当然に「保安監査会議」のファイルも作成された筈である。特定路線X事故に係る当該ファイ

ルは重要度の高い文書と考えられ、廃棄されずに存在している可能性はある。

#### カ 未処分部分について

処分1ないし7において開示・不開示決定が行われていない下記の情報について、開示することを求める。

##### ① ファイル情報記載部分について

処分庁は行政文書ファイルの背表紙を開示したが、「ファイルの分類や保存期限等を記載した部分や、文書整理ラベルシールを貼付した部分（以下、ファイル情報記載部分と記す）」を開示していない。よって、ファイル情報記載部分を開示することを求める。

##### ② 文書隠ししている文書について

処分庁が文書隠しをし、これにより開示・不開示決定が行われていない文書について、開示することを求める。

##### ③ その他の文書について

その他、「開示請求対象文書であって、処分1ないし7において開示・不開示決定が行われていない文書」について、開示することを求める。

#### キ 不適切な開示の実施部分について

不適切な開示の実施部分について、開示の実施をやり直すことを求める。一例を挙げると、処分1ないし処分4の近運総広第147号にて開示が実施された「8.追加報告①【近運総広第147号】」の特定法人Cに係る部分について、「区間」の情報は不開示ではないと考えられるが、黒塗り不開示同然となっている部分がある。また、「線名」の情報も読み取ることが不可能な状態となっている。

#### ク 開示を求めない情報について

電話番号、FAX番号、メールアドレス、公務員でない者の個人情報については、本件審査請求において開示を求めない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁において、原処分の妥当性について検討したところ、その結果は以下のとおりである。

#### 1 印影について

「印影」については、当該法人の事業活動等において取引の関係者のみに示されるものであり、これが公にされた場合には、法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがあることから、法5条2号イに規定する当該法人の正当な利益が侵害されるおそれがあるものに該当するために不開示としたものである。

審査請求人は、審査会の最新の判断事例と思われる答申に照らして「開示すべき」と判断されるものであるなら、その印影は開示されるべきであ

る旨主張する。当該答申は、印影が既に公にされていることが認められ、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる場合は開示すべきと答申されている。

原処分において不開示とした印影については、公にされているものとは認められず、これを公にしても、当該法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがないとは言えないことから、不開示を維持することが妥当である。

## 2 他局が開示している情報について

『「曲線の速度照査に係る、線名、区間、制限箇所の始端の位置、線区最高速度、曲線手前の運転速度、運転本数、曲線に係る諸元（曲線半径およびカント量）、危険率、速度超過防止設備の種類（ATSの形式や速度照査の方式等）、整備完了予定年月（整備完了年月）、工事費等の情報」、および「車両側の速度照査設備に係る、整備計画車両数、整備実績車両数、絶対停止や速度制限などの速度照査機能、予定工事費等の情報」』（審査請求人の言う「他局開示情報」と同種のもの。以下、第3において「ATS関連情報」という。）について、処分庁は公共の安全に関する情報であって、当該情報を公にすることにより、鉄道施設等への不法な侵入、破壊又は誤作動を招くおそれがあり、また、犯罪の実行を容易にし、安全を侵害するおそれがあることから、法5条4号に該当し、また、工事費については、法人に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条2号に該当するとして不開示とした。諮問庁としても処分庁の当該行為は適切であり、他局の行った決定は不適切であったと考える。よって原処分は妥当であると考ええる。

## 3 前回の監査実施日について

前回の監査実施日については、諮問庁として確認したところ、不開示とする理由がないことから、開示することとする。

## 4 部門区分け表の年号について

部門区分け表の年号については、次年度以降の情報も含まれており、年号を公にした場合、各年度の監査の対象及び実施時期が識別されることとなり、次回以降の監査対象が判明してしまうため、法5条6号イに規定する監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係わる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報に該当することから不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

## 5 計画監査の計画表について

選定理由欄については、処分庁が各事業者に対して、監査を実施するにいたった理由が記載されており、これらを公にした場合、監査対象の選定及び監査の検討等における着眼等が明らかになり、事業者が今後の監査に



あたり，周到な準備を行う等，今後の監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法5条6号イに該当するため，不開示が妥当である。また，4月16日開催分の「平成22年度監査計画表（鉄・軌道及び鋼索）」について，安全マネジメントの事業者名，監査線区等，実施予定月日，前回実施日等が黒塗り不開示となっていると審査請求人は主張するが，そもそも審査請求人が主張する記載欄には，記載事項はなく，不開示とした事実もないことから，審査請求人の主張は認められない。

#### 6 配線図及び社内管内略図について

配線図及び社内管内図は，法5条2号ロに規定する，行政機関の要請により，公にしないことを条件に任意に提供されたものであり，また，当該法人においては通例公にしないこととされているものである。

また，当該情報には列車の運行を管理する施設等の位置を示したものも含まれている。当該施設は，列車の運行の安全及び安定輸送を確保する上で極めて重要な設備であり，これを公にした場合，当該施設を標的とした，不法な侵害や業務妨害を目的とした破壊行為等といった犯罪の実行を容易にするおそれがあることから，当該情報は同条4号に規定する公共の安全等に関する情報に該当する。

さらに，当該情報を公にしたことにより，列車の運行を妨げる犯罪行為等が発生した場合，列車の運行が停止するなど鉄道事業者の正当な利益を害するおそれがあり，同条2号イにも該当することから不開示とした原処分は妥当と考える。

#### 7 「保安監査会議」の古いファイルを保有している可能性について

文書の保存期間については，国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日国土交通省訓令第25号。以下「文書管理規則」という。）14条に基づき，各文書管理者が標準文書保存期間基準を策定することとしている。

処分庁に確認したところ，「保安監査会議」に関する文書については，保存期間を1年としており，本件開示請求を受けて，平成22年度の「保安監査会議」のファイルを特定し，開示したが，平成22年度の「保安監査会議」の保存期間は，平成23年4月1日から平成24年3月31日であり，本来であれば，保存期間満了により廃棄されているものであるが，何らかの理由より廃棄が遅れており，ファイルが存在していたため，開示したものであるとの説明があった。

諮問庁としても，処分庁の上記説明に特段，不自然，不合理な点は認められず，処分庁の処分は，妥当であったと判断する。

#### 8 ファイル情報記載部分について

審査請求人が主張するファイル情報記載部分については，文書管理規則第15条に基づき，ファイリング用具には，作成年度，文書の分類，名称，

保存期間，保存期間満了日，管理者を表示するよう定めている。しかしながら，原処分により開示した文書には，当該情報が表示されていなかった。これについて，処分庁からは，適切な文書管理がなされていなかったため，当該情報が表示されていない状態で開示したものであるとの説明があった。

諮問庁としては，処分庁の文書管理については不適切であったと認められるが，本件対象文書をありのままの状態を開示した処分庁の処分は，妥当であったと判断する。

#### 9 不適切な開示の実施部分について

特定法人Cの区間及び「線名」の情報は不開示ではないと考えられるが，黒塗り不開示同然となっているので，開示を求めると審査請求人は主張するが，処分庁に確認したところ，本件対象文書にカラーによる塗りつぶしがあったため，複写する際に黒塗りと同様になったものであると説明する。

処分庁の上記説明を受け，諮問庁としては処分庁の行為は不適切なものと認められることから，再度，当該文書の複写を行い，審査請求人が指摘する情報を適切に開示することとする。

#### 10 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，諮問庁の上記判断を左右するものではない。

#### 11 結論

以上のことから，本件対象文書を法5条1号，同条2号，同条4号及び同条6号に該当するとして一部不開示とした原処分については，上記3で記載した「前回の監査実施日」の情報を追加で開示し，上記9で記載した「区間」の情報は，再度，当該文書の複写を行い，開示することとし，余の部分は，不開示が妥当であると考ええる。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年4月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 平成29年6月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月11日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は，別紙に掲げる本件請求文書①ないし本件請求文書③（本件請求文書）の開示を求めるものであり，処分庁は別表の2欄及び3欄に掲げる文書1-1ないし文書6-2（本件対象文書）を特定し，法5条1号，2号イ，4号及び6号イに該当する部分を不開示とする原処分

(なお、処分庁は、本件請求文書③に対し、処分6の一部開示決定と処分7の不開示決定を行っているが、実質は、両者を併せた一部開示決定である。)を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書があるはずであり、また、本件対象文書の不開示部分のうち、審査請求人が開示を求める部分については開示すべきであるとして、原処分取消しを求めていると解されるどころ、諮問庁は、理由説明書において、審査請求人が開示を求める部分のうち一部については開示するとしているが、その余の別表の5欄ないし7欄に掲げる部分(以下「不開示維持部分」という。)については、法5条2号イ及びロ、4号並びに6号イに該当することからなお不開示を維持すべきであるとしている。

したがって、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 本件請求文書①ないし本件請求文書③の行政文書ファイルに係る書誌的情報を記載した文書について

ア 審査請求人は、本件対象文書の文書1-3、文書2-3、文書3-2、文書4-4、文書5-7及び文書6-2について、行政文書ファイルの分類、保存期限等を記載した文書整理ラベルシールを貼付した部分(以下「書誌的情報」という。)が記載されておらず、開示されていないと主張している。

イ これに対し、諮問庁は、おおむね以下のように説明している。

(ア) 上記アで審査請求人が指摘する文書は、開示請求対象の行政文書ファイルのファイリング用具の背表紙をコピーしたものであり、文書管理規則15条に基づき、ファイリング用具には、作成年度、文書の分類、名称、保存期間、保存期間満了日、管理者といった書誌的情報を表示するよう定めている。

(イ) しかしながら、原処分により実際に開示した上記アの文書1-3、文書2-3、文書3-2、文書4-4、文書5-7及び文書6-2には、確かに審査請求人が指摘するように、行政文書ファイルの名称のみが表示され、当該行政文書ファイルに係るその他の書誌的情報は表示されていなかった。

これについて、処分庁からは、適切な文書管理がなされておらず、そもそも、行政文書ファイルの名称以外の書誌的情報をファイリング用具に記載していなかったため、当該情報が表示されていない状態で開示したものである旨の説明を受けている。

(ウ) 諮問庁としては、処分庁の文書管理に不適切な面があったことは否めないが、本件対象文書をありのままに開示しており、外に書誌

的情報が記載された文書は保有していない。

ウ 当審査会において、本件請求文書①ないし本件請求文書③に係る行政文書ファイルを確認したところ、ファイリング用具には、行政文書ファイルの名称のみが記載されており、その他の作成年度、文書の分類、名称、保存期間、保存期間満了日、管理者といった書誌的情報は記載されていないことが認められた。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、審査請求人が指摘する文書に関する探索の有無について照会させたところ、「念のため、処分庁に対し、審査請求人の主張に合致すると思われる文書を保有していないか確認するため、担当部署の執務室及び書庫等を探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。」とのことである。

したがって、近畿運輸局において、本件対象文書の外に、本件請求文書①ないし本件請求文書③の行政文書ファイルに係る書誌的情報を記載した文書を保有していないとする上記イの諮問庁の説明は是認することができる。

## (2) 「保安監査会議」の行政文書ファイルについて

ア 審査請求人は、本件対象文書の文書6-1に関して、特定された平成22年度の「保安監査会議」の行政文書ファイルよりも更に古いファイルや、平成17年4月25日に特定路線Xで発生した列車脱線事故に係る「保安監査会議」のファイルが廃棄されずに存在している可能性があるとして主張している。

イ これに対し、諮問庁は、おおむね以下のように説明している。

(ア) 文書管理規則14条に基づいて各文書管理者が策定する標準文書保存期間基準を処分庁に確認したところ、「保安監査会議」に関する文書については、保存期間を1年としている。

(イ) 本件開示請求を受けて、平成22年度の「保安監査会議」の行政文書ファイルを特定し開示したが、処分庁からは、平成22年度の「保安監査会議」の保存期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までであり、本来であれば開示請求の時点（平成25年11月）では保存期間満了により廃棄されているものであるが、何らかの理由より廃棄が遅れており、当該行政文書ファイルが存在していたため、開示したものであるとの説明があった。

したがって、今回特定した平成22年度の「保安監査会議」の行政文書ファイルでさえも、開示請求時点でたまたま廃棄されていないものが存在したため開示したのであって、平成21年度以前の「保安監査会議」のファイルは、特定路線Xで列車脱線事故が発生した、平成17年度のものも含め、既に廃棄済みであって存在しな

い。

ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書管理規則14条に基づいて各文書管理者が策定する標準文書保存期間基準の提示を求めさせ、その内容を当審査会において確認したところ、「保安監査会議」に関する文書については、保存期間が1年となっていることが認められ、また、保存期間については、以前から1年のままで変更されていないとのことである。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、審査請求人が指摘する文書に関する探索の有無について照会させたところ、「念のため、処分庁に対し、審査請求人の主張に合致すると思われる文書を保有していないか確認するため、担当部署の執務室及び書庫等を探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。」とのことである。

したがって、近畿運輸局において、文書6-1として特定した平成22年度の「保安監査会議」のファイルより古い平成21年度以前の「保安監査会議」のファイルは、平成17年度のものを含め、保有していないとする上記イの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆す事情も認められない。

### 3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

#### (1) 不開示維持部分について

ア 審査請求人が開示請求を行った文書は、平成17年4月の列車脱線事故の発生に伴い、国土交通省が各鉄道事業者等に対して、急な曲線に列車が進入する際の速度超過防止対策として速度超過防止用ATS等の設置を求めたことに関するものであり、文書1-1ないし文書6-2の本件対象文書は、各々、幾つかの鉄道事業者等から提出された各種報告書及び資料、関係する通達類並びに保安監査会議資料等で構成されている。

イ 当審査会において本件対象文書を見分すると、本件対象文書の不開示部分のうち、審査請求人が開示を求め、諮問庁がなお不開示を維持すべきとする不開示維持部分は、別表の5欄ないし7欄に掲げるとおり、文書1-1、文書1-2、文書2-1、文書2-2、文書3-1、文書4-3、文書5-1、文書5-4及び文書6-1に存在することが認められる。

ウ また、本件対象文書の性質は上記アのとおりであるため、諮問庁の不開示維持部分は、これを大別すると、①鉄道事業者等からの報告書等の鑑文に押印された法人の印影（以下「不開示維持部分1」という。）、②曲線における速度超過防止設備緊急計画（実績）表（地上設備）に記載されているATS設置の工事費（以下「不開示維持部分

2」という。）、③曲線における速度超過防止設備緊急整備計画（実績）表（地上設備）、曲線通過時の列車転覆危険率及び曲線における速度超過防止対策方法といった資料に記載されている、鉄道施設に係る保安上重要な数値等（以下「不開示維持部分3」という。）、④鉄道事業者等に対する監査実施計画、監査対象の選定理由及び複数運輸局が管轄する監査対象区間一覧中の監査実施方法等（以下「不開示維持部分4」という。）並びに⑤線路配線図等（以下「不開示維持部分5」という。）であることが認められる。

（2）不開示維持部分1について

ア 文書1-2、文書2-1、文書2-2、文書3-1、文書4-3、文書5-1、文書5-4及び文書6-1は、鉄道事業者等から提出された各種報告書等であり、不開示維持部分1は、それらの報告書等の鑑文に押印された各鉄道事業者等の印影（文書6-1の印影は、契約書に押印されている代表取締役の印影）である。

イ 審査請求人は、審査会の最新の判断事例と思われる答申（平成25年度（行情）答申第325号及び同第326号）に照らして、当該部分について「開示すべき」と主張している。

これに対して諮問庁は、①「印影」については、当該法人の事業活動等において取引の関係者のみに示されるものであり、これが公にされた場合には、法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としている、②開示実施文書の一部に、特定事業者の印影を開示したものが存在するが、これは処分庁が開示作業の実施段階で、不開示箇所を不開示とすることを失念したことによるものであり、不開示と判断した原処分について誤りはない旨説明する。

ウ 当審査会において不開示維持部分1を見分したところ、当該印影は、各種報告書等が鉄道事業者等によって真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それに相応しい形状をしているものと認められることから、当該印影を公にすると各種書類の偽造等に悪用され、鉄道事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人が引用する当審査会の答申（平成25年度（行情）答申第325号及び同第326号）は、不開示部分の印影は既に公にされているとの判断に基づくものであり、本件とは事案を異にする。

（3）不開示維持部分2について

ア 文書 1-1, 文書 1-2, 文書 2-1, 文書 2-2 及び文書 3-1 は, 鉄道事業者等から提出された各種報告書等であるところ, 不開示維持部分 2 は, それらの報告書等に添付された「曲線における速度超過防止設備緊急整備計画(実績)表(地上設備)」に記載されている A T S の設置工事費である。

イ 審査請求人は, ①関東運輸局は, 平成 26 年(行情)諮問第 15 号の事件に係る処分(平成 23 年 9 月 14 日付け関総総第 178 号)において, A T S の設置工事費を開示しているので, 他の地方運輸局で開示している情報と同様の情報は開示されるべきである, ②公金に係る工事費で秘匿されていない情報については開示すべきである等と主張している。

そこで, 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し, 審査請求人が指摘する関東運輸局の処分において, A T S の設置工事費が開示されていることに対する見解等を確認させたところ, 諮問庁は, 関東運輸局における当該処分は誤りであった旨説明する。

また, 諮問庁は, A T S の設置工事費については, 法人に関する情報であり, 公にすることにより当該法人の権利利益を害するおそれがあることから, 法 5 条 2 号イに該当するとして不開示とした旨説明する。

ウ 当審査会において不開示維持部分 2 を見分したところ, 当該部分には, 鉄道事業者等における具体的な A T S の整備箇所に応じた工事費が記載されており, 既に原処分で A T S を設置する具体的な線名及び区間については開示されていることが認められる。

そうすると, 不開示維持部分 2 を公にすると, 各鉄道事業者等がどの程度の価格の A T S を設置し, それをどの区間に設置するのかといった情報が明らかになるところ, このような情報は, 競合他社には秘匿すべき情報であり, また, 利用者が, 設置する A T S の価格によって路線又は鉄道事業者等の乗客に対する安全対策の取組みや安全意識等を誤解するおそれが否定できず, 当該部分を公にすると, 鉄道事業者等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法 5 条 2 号イに該当し, 不開示としたことは妥当である。

#### (4) 不開示維持部分 3 について

ア 文書 1-1, 文書 1-2, 文書 2-1, 文書 2-2, 文書 3-1, 文書 4-3 及び文書 5-1 は, 鉄道事業者等から提出された各種報告書等であるところ, 不開示維持部分 3 は, それらの報告書等に添付される各種資料に記載されている具体的な A T S 設置箇所における危険

率を計算するための保安上の数値等（制限箇所の始端の位置，曲線手前の運転速度，曲線の制限速度，曲線半径，カント量，転覆限界速度等）である。

イ 審査請求人は，関東運輸局は，平成26年（行情）諮問第15号の事件に係る処分（平成23年9月14日付け関総総第178号）において，「ATS調査報告」という文書を開示し，これらの保安上の数値等についても開示しているため，他の地方運輸局で開示している情報と同様の情報は開示されるべきである等と主張している。

そこで，当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，審査請求人が指摘する関東運輸局の処分において，「ATS調査報告」が開示されていることに対する見解及び不開示維持部分3を不開示とすべき理由を確認させたところ，諮問庁は，おおむね，以下のとおり説明する。

（ア）審査請求人が指摘する関東運輸局における処分は誤りであった。

（イ）これらの保安上の数値等が公になると，ATSを設置すべき危険な箇所がピンポイントで判明し，当該箇所を標的とした不法な侵害や業務妨害を目的とした破壊行為等の犯罪の実行を容易にするおそれがあり，法5条4号に該当する。

ウ 不開示維持部分3を公にすると，ATSを設置すべき危険な箇所がピンポイントで判明し，当該箇所を標的とした不法な侵害や業務妨害を目的とした破壊行為等の犯罪の実行を容易にするおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，当該部分は，法5条4号に該当し，不開示としたことは妥当である。

（5）不開示維持部分4について

ア 文書6-1は平成22年度の保安監査会議に関する文書であり，不開示維持部分4は，具体的には，①特定鉄道事業会社Xの特定地方組織の特定部門を監査対象とする監査実施計画表中の「監査実施年」，②「平成22年度における計画監査の計画表」中の「選定理由」及び③複数運輸局が管轄する監査対象区間一覧中の「今後の基本的な監査実施方法及び備考（過去実績）」である。

イ 諮問庁は，上記ア①について，不開示維持部分の年号を開示した場合，各年度の監査の対象及び実施時期が識別されることとなり，次回以降の監査対象が判明してしまうため，当該不開示維持部分は法5条6号イに該当し，不開示とした原処分は妥当である旨説明する。

また，上記ア②及び③について，不開示維持部分を開示すれば，監査対象の選定及び監査の検討等における着眼等が明らかになり，鉄道事業者が今後の監査に当たり，周到な準備を行う等，今後の監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，当該不開



示維持部分は法5条6号イに該当し、不開示とした原処分は妥当である旨説明する。

ウ 当審査会において上記ア①の不開示維持部分を見分したところ、不開示とされた「実施年」を除き、既に原処分において、監査対象の鉄道事業者及びその地方組織の具体的な名称や、監査を行う際に当該地方組織のどの部門（土木・電気や車両・運転といった部門）を対象としてどの順番で監査を行うのかといった情報は開示されていることが認められる。

そして、この監査実施計画表は、過去（平成26年2月の原処分以前）から将来（原処分以降）までの内容を含んでおり、「実施年」の全てを開示する場合は勿論のこと、仮に過去の「実施年」の部分のみを開示し、将来の「実施年」の部分のみを不開示にしたとしても、開示する部分と連続する将来の「実施年」の部分も具体的に判明してしまうので、その結果、今後具体的に、いつ、どの鉄道事業者のどの地方組織のどの部門に監査が入るといった情報が明らかになってしまうことが認められる。

したがって、その結果、監査対象となる特定の鉄道事業者において事前に対策を講じることが可能となり、近畿運輸局が行う鉄道事業者に対する今後の監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、当該不開示維持部分は法5条6号イに該当するので、不開示としたことは妥当である。

エ 次に、当審査会において上記ア②の不開示維持部分を見分したところ、「平成22年度における計画監査の計画表」は、監査対象の事業者名欄、監査区間・種別・索道基数欄、監査予定日欄、選定理由欄、その他の立入検査欄等の情報で構成されており、不開示とされた選定理由欄を除くその外の部分については、原処分において既に開示されていることが認められる。

また、不開示とされている選定理由欄には、例えば「経営基盤が脆弱な事業者」、「責任事故の発生が多い事業者」等の監査対象の鉄道事業者等に対する具体的な特性が記載されており、既に原処分の時点（平成26年2月）で当該年度の監査を終えているとはいえ、当然、それ以降も同じ視点で同じ鉄道事業者等に対する監査を行うことは有り得るものであり、さらに、どの鉄道事業者等がどのような特性ゆえ監査に入られたということが判明すれば、未だ監査を受けていない鉄道事業者等が同じ特性の鉄道事業者等に連絡をとって事前に準備・対策を行うことも可能となるため、当該不開示維持部分を公にすることは、監査時の着眼点等を明らかにしてしまうもの

であるといえる。

オ さらに、当審査会において上記ア③の不開示維持部分を見分したところ、「複数運輸局が管轄する監査対象区間一覧」は、監査担当の運輸局欄、事業者名欄、監査対象区間欄、営業キロ欄、施設概況欄、今後の基本的な監査実施方法欄及び備考（過去実績）欄の情報で構成されており、不開示とされた今後の基本的な監査実施方法欄及び備考（過去実績）欄を除くその他の部分については、原処分において既に開示されていることが認められる。

不開示とされている今後の基本的な監査実施方法欄及び備考（過去実績）欄には、監査実施予定の地方運輸局の構成、実施方法及び過去の監査実績が記載されており、これらを公にすることとなった場合、上記ウ及びエと同様に、過去の傾向から、具体的に、どの地方運輸局とどの地方運輸局が合同で、どのようなタイミングでどの鉄道事業者等に対する監査を行うのか等の手の内情報や監査時の着眼点等が明らかとなってしまふものと認められる。

したがって、当該部分を公にすると、近畿運輸局における今後の監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、当該不開示維持部分は法5条6号イに該当するので、不開示としたことは妥当である。

カ なお、審査請求人は、文書6-1に含まれる「平成22年度監査計画表（鉄・軌道及び鋼索）」の安全マネジメントに関する部分について、「事業者名、監査線区等、実施予定月日」などが黒塗り不開示となっているが、不開示理由が示されていないため、開示することを求めると主張している。

しかしながら、諮問庁は、当該部分には何も記載しておらず、また、当該部分を不開示決定していない旨説明しており、当審査会において当該部分を見分したところ、諮問庁が説明するように当該部分には何も記載されていないが当該部分の全体が着色されていることが認められ、このため、開示実施の際のコピー時に黒塗り不開示したように見えてしまったものと思われる。

#### (6) 不開示維持部分5について

ア 文書6-1には、特定の鉄道事業者等が監査を受けるに際して提出した特定地域の線路配線図及び特定支社管内の線路略図も含まれており、その全てが不開示維持部分5である。

イ 審査請求人は文書6-1の上記アについても開示を求めているところ、諮問庁は、文書6-1の当該箇所は行政機関の要請により、公にしないことを条件に任意に提供されたものであり、また、当該情報には列車の運行を管理する施設等の位置を示したものも含まれており、

これを公にした場合、当該施設を標的とした、不法な侵害や業務妨害を目的とした破壊行為等といった犯罪の実行を容易にするおそれがあり、さらに、当該情報を公にしたことにより、列車の運行を妨げる犯罪行為等が発生し、列車の運行が停止するなど鉄道事業者の正当な利益を害するおそれがある旨説明する。

ウ 当審査会において文書6-1の当該箇所を見分したところ、これらは、特定の鉄道事業者Xの特定地域の線路配線図及び特定支社管内の線路略図であるが、一般に知られているものとは異なり、列車の安全運行を管理する施設の位置等が具体的に記載されていることが認められる。

このため、これらを公にした場合、当該施設を標的とした、不法な侵害や業務妨害を目的とした破壊行為等といった犯罪の実行を容易にするおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号に該当し、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号イに該当するとして不開示とした各決定については、近畿運輸局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁が同条2号イ及びロ、4号並びに6号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イ、4号及び6号イに該当すると認められるので、同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙（本件請求文書）

### （１）本件請求文書①（近運総広第１４６号，同１４７号，同１４９号及び同１５２号関連）

平成１７年５月２７日付の国鉄施第２９号に係る文書を収めた行政文書ファイル「曲線ＡＴＳ関係（通達含む）」のうち，下記①ないし⑩の文書。

- ① 行政文書ファイルから「纏められた行政文書」を除いた部分のうち，局が記載した部分の一切。即ち，局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等），及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。
- ② 「第１回報告分（収集，作成，報告）」の全て（事前教示では３３０枚）。
- ③ 「追加報告分」の全て（事前教示では枚数７５枚）。
- ④ 「第２回報告分（収集，作成，報告）」の全て（事前教示では枚数１３１枚）。
- ⑤ 「第３回報告分（収集，作成，報告）」の全て（事前教示では枚数７８枚）。
- ⑥ 「事務連絡プログラム」の全て（事前教示では電磁的記録）。
- ⑦ 「通達本文」の全て（事前教示では枚数７枚）。
- ⑧ 「通達関連文書」の全て（事前教示では枚数６９枚）。
- ⑨ 「通達関連事務連絡」の全て（事前教示では枚数１４枚）。
- ⑩ 『「⑥ないし⑨の文書」，「第１回報告分（収集，作成，報告）」，「追加報告分」，「第２回報告分（収集，作成，報告）」，「第３回報告分（収集，作成，報告）」』の他に行政文書ファイルに収められた文書があれば，その全て。

### （２）本件請求文書②（近運総広第１５０号関連）

「平成１７年９月６日付の国鉄施第５６号」に係る文書を収めた行政文書ファイル「通達綴（車両関係）平成１４年７月～平成１９年９月」のうち，下記①ないし④の文書。

- ① 行政文書ファイルから「纏められた行政文書」を除いた部分のうち，局が記載した部分の一切。即ち，局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等），及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。
- ② 「通達本文関係」の全て（事前教示では枚数１７枚）。
- ③ 「報告（収集，作成，報告）」の全て（事前教示では枚数１００枚）。
- ④ 「ファイルに纏められた文書から上記②と③を除いた残りの文書」の

うち、日付の古い文書から順に1枚目から90枚目まで。

(3) 本件請求文書③(近運総広第151号関連及び同151-2号関係)

下記Aの行政文書ファイルのうち、下記Bの文書。

A, 鉄道安全監査官の「保安監査会議」のうち、最も古い年度のファイル。

B, ① 行政文書ファイルから「纏められた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。即ち、局が作成した当該ファイルに係る目録等の文書, 及びファイルの表紙(背表紙や内表紙等を含む)に局が記載した部分(文書整理ラベルシール他)。

② ファイルに纏められた行政文書の一切。

別表

1 請求 文書	2 原処分	本件対象文書		不開示維持部分		
		3 文書 番号	4 名称	5 番号	6 内容	7 不開示 理由
本 件 請 求 文 書 ①	処分1 近運総 広第1 46号	1-1	平成17年5月27日付け国 鉄施第29号に基づく, 鉄道 局長あて報告書及び関係運輸 局長あての通知文書並びに起 案文書一式	2 3	・工事費 ・保安上重要な数値等	2号イ 4号
		1-2	平成17年5月27日付け近 運鉄技第36-2号に基づ く, 各事業者からの第1回報 告分	1 2 3	・法人の印影 ・工事費 ・保安上重要な数値等	2号イ 2号イ 4号
		1-3	「曲線ATS関係(通達含 む)」のファイルの背表紙	—	なし	—
	処分2 近運総 広第1 47号	2-1	平成17年5月27日付け近 運鉄技第36-2号に基づ く, 各事業者からの第1回報 告分	1 2 3	・法人の印影 ・工事費 ・保安上重要な数値等	2号イ 2号イ 4号
		2-2	平成17年6月27日付け事 務連絡に基づく, 追加調査依 頼及び起案文書一式並びに事	1 2 3	・法人の印影 ・工事費 ・保安上重要な数値等	2号イ 2号イ 4号

			業者からの追加報告分			
		2-3	「曲線 A T S 関係（通達含む）」のファイルの背表紙	—	なし	—
処分3 近運総 広第1 49号		3-1	平成17年5月27日付け近運鉄技第36-2号に基づく、各事業者からの第2回報告分及び第3回報告分並びに起案文書一式	1 2 3	・法人の印影 ・工事費 ・保安上重要な数値等	2号イ 2号イ 4号
		3-2	「曲線 A T S 関係（通達含む）」のファイルの背表紙	—	なし	—
処分4 近運総 広第1 52号		4-1	「急曲線に進入する際の速度制限に関する対策について（速度超過防止用 A T S 等の緊急整備）」に係る各鉄道事業者あて通知文書及び起案文書	—	なし	—
		4-2	「急曲線に進入する際の速度制限に関する対策について（速度超過防止用 A T S 等の緊急整備）」に係る関係運輸局鉄道部長あて事務連絡文書及び起案文書	—	なし	—
		4-3	「速度超過防止用 A T S 等の整備計画等策定について」に係る各鉄道事業者あて通知文書及び関西鉄道協会事務局長あて文書並びに起案文書	1 3	・法人の印影 ・保安上重要な数値等	2号イ 4号
		4-4	「曲線 A T S 関係（通達含む）」のファイルの背表紙	—	なし	—
本件 請求 文書 ②	処分5 近運総 広第1 50号	5-1	平成17年9月6日付け国鉄施第56号通達に基づく、平成17年9月9日付け近運鉄技第152号に係る関係事業者あて通知文書、関西鉄道協会事務局長及び関西鋼索交通協会事務局長あて通知文書、平成17年9月30日付け近	1 3	・法人の印影 ・保安上重要な数値等	2号イ 4号

			運鉄技第161号に係る本省 鉄道局施設課長あて報告文書 及び起案文書			
		5-2	平成16年12月27日付け 国鉄技第124号の「鉄道に 関する技術上の基準を定める 省令等の解釈基準の一部改正 について」	—	なし	—
		5-3	平成16年7月1日付け事務 連絡の「台車枠き裂発生事例 集」について鉄軌道事業者車 両担当部長あて通知文書及び 関西鉄道協会事務局長及び関 西鋼索交通協会事務局長あて 通知文書及び起案文書	—	なし	—
		5-4	平成16年4月9日付け事務 連絡の「制動力を一つのブレ ーキシリンダーで得る構造を 有する車両のうち単車で運行 する車両のブレーキ装置の探 傷検査について」に係る事業 者あて通知文書及び起案文書	1	・法人の印影	2号イ
		5-5	中国運輸局からの通知文書 (平成15年7月14日受 付)	—	なし	—
		5-6	平成15年6月30日付け事 務連絡の「台車枠き裂発生事 例集」について鉄軌道事業者 車両担当部長あて通知文書及 び関西鉄道協会事務局長及び 関西鋼索交通協会事務局長あ て通知文書及び起案文書	—	なし	—
		5-7	「通達綴(車両関係)平成1 4年7月~平成19年9月」 のファイルの背表紙及び目次	—	なし	—
本 件	処分6 近運総	6-1	平成22年度保安監査会議	1	・法人(代表取締役) の印影	2号イ

請求文書 ③	広第1 51号 及び処 分7近 運総広 第15 1-2 号			4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査実施計画の実施年，選定理由及び複数運輸局が管轄する監査対象区間一覧の今後の基本的な監査実施方法及び備考（過去実績）</li> <li>・ 線路配線図及び線路略図の全て</li> </ul>	6号イ
		6-2	平成22年度保安監査会議のファイルの背表紙	—		なし